収入印紙
貼　付

業 務 委 託 契 約 書

契　約　番　号	
委託業務の名称	高松市美術館清掃業務委託（長期継続契約）
履　行　場　所	高松市紺屋町１０番地４（高松市美術館）
履　行　期　間	令和７年７月１日から令和１０年６月３０日まで
業　務　委　託　料	億　万　円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　円） 令和　７年度業務委託料　円 令和　８年度業務委託料　円 令和　９年度業務委託料　円 令和１０年度業務委託料　円
契　約　保　証　金	要する（業務委託料を１年当たりの額に換算した額の 100 分の 10 以上とする。ただし、高松市契約規則第 24 条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。）
その他の事項	

この業務の委託について、高松市（以下「発注者」という。）と　　（以下「受注者」という。）とは、地方自治法、地方自治法施行令及び高松市契約規則並びに次の条項によって委託契約を締結した。なお、この契約は、同法第２３４条の３による長期継続契約であり、かつ、履行期間開始年度に係る予算の成立を条件とするものである。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　高　松　市
高松市長　　大　西　秀　人　　印

受　注　者　　所　在　地
（法人にあっては、所在地）
商号又は名称
代表者氏名　　印

備考　契約約款、仕様書等を添付し、ページ間の割印（袋とじ）をする。

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下単に「仕様書」という。）に従い、法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）中履行し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する業務を履行させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務責任者（第８条に定める業務責任者をいう。以下この項及び第７条第２項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この約款若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を履行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

６　この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

７　この契約締結後、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払う。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下この条において「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

４　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

第３条　受注者は、高松市契約規則（昭和３９年高松市規則第３６号）の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において発注者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）　契約保証金の納付

（２）　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

（４）　この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、業務委託料（１年当たりの額に換算した額）の１０分の１以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号又は第４号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第３４条第３項各号に規定する者による契約の解除に伴う損害についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

５　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料（１年当たりの額に換算した額）の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が、この契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第５条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。履行期間の終了後又は第２６条から第３１条までの規定により発注者若しくは受注者がこの契約を解除した後も、同様とする。

２　受注者は、発注者の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（一括再委託等の禁止）

第６条　受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければな

らない。ただし、仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。
3　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（監督職員）

第７条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
2　監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
（1）　発注者の意図する業務を履行させるための受注者又は受注者の業務責任者に対する業務に関する指示
（2）　この約款及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
（3）　この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者との協議
（4）　業務の進ちょくの確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
3　発注者は、２人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任した場合にあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
4　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
5　発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
6　発注者が監督職員を置かないときは、この約款に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（業務責任者）

第８条　受注者は、業務の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。
2　業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、業務責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（業務責任者等に対する措置請求）

第９条　発注者は、業務責任者、受注者の使用人又は第６条第２項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。
3　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
4　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第１０条　受注者は、仕様書の定めるところにより、この契約の履行状況について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第１１条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
2　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
3　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
4　受注者は、仕様書に定めるところにより、履行期間の終了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
5　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任）

第１２条　受注者は、業務の内容が仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第１３条　受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
（1）　仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
（2）　仕様書に誤り又は脱漏があること。
（3）　仕様書の表示が明確でないこと。
（4）　履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の自然的又は人為的な履行条件が相違すること。
（5）　仕様書に明示されていない履行条件について

予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後１４日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5　前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第１４条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第１５条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2　発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の変更）

第１６条　発注者は、特別の理由により履行期間を変更する必要があるときは、履行期間の変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第１７条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

（業務委託料の変更方法等）

第１８条　業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第１９条　履行期間中に、業務を行うにつき生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２０条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書の定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

（業務委託料の変更に代える仕様書の変更）

第２１条　発注者は、第１２条から第１６条まで又は第１９条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

（業務委託料の支払）

第２２条　受注者は、業務を完了したときは、第１０条の規定により発注者に報告し、発注者による履行状況の確認を受けなければならない。

2　受注者は、前項の確認を受けた後、業務委託料の支払を請求することができる。

3　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（一部完了払）

第２３条　月ごとの業務が完了したときは、前条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、「業務委託料」とあるのは「完了部分に係る業務委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。

（一部完了払金の不払に対する受注者の業務中止）

第２４条　受注者は、発注者が前条において準用する第２２条第３項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（不当要求行為を受けた場合の措置）

第２５条　受注者は、この契約の履行に当たっては、

次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１） 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（２） 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

（３） この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

２ 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第２８条において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号及び第２８条において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。第２８条第１０号において同じ。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。

（２） 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

（発注者の任意解除権）

第２６条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第２８条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２ 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第２７条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１） 第４条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（２） 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（３） 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（４） 業務責任者を配置しなかったとき。

（５） 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第２８条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１） 受注者が第４条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

（２） 受注者が第４条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

（３） 受注者がこの契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

（４） 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（５） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（６） 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその期間を経過したとき。

（７） 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（８） 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

（９） 受注者が第３０条又は第３１条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 再委託契約又は資材等の購入契約（以下「再委託契約等」という。）を締結する場合等において、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）において、発注

者が当該再委託契約等を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

キ　この契約に関し受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下この号において「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

ク　この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下このク及びケにおいて「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ケ　この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

コ　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

サ　この契約に関し、受注者の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２９条　第２７条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第３０条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第３１条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　第１４条の規定により仕様書を変更したため業務委託料（１年当たりの額に換算した額）が３分の２以上減少したとき。

（２）　第１５条第１項の規定による業務の中止が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３２条　第３０条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第３３条　この契約が解除された場合において、業務の一部が完了し、かつ、可分のものであり、当該部分についてこの契約の目的を達成することができると認められるときにおける当該完了部分については、第２２条中「業務」とあるのは「完了部分に係る業務」と、「業務委託料」とあるのは「完了部分に係る業務委託料」と読み替えて、同条の規定を準用する。

２　受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

３　前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第２７条若しくは第２８条の規定によるとき又は次条第３項各号に掲げる者により行われるときは発注者が定め、第２６条、第３０条又は第３１条の規定によるものであるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第３４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）　履行期間内に業務を完了することができないとき。

（２）　債務不履行があるとき。

（３）　第２７条又は第２８条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料（１年当たりの額に換算した額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなけ

ればならない。
（１） 第２７条又は第２８条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
（２） 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
３ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
（１） 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
（２） 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
（３） 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等
４ 第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
５ 第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既に支払った業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額とする。
６ 第２項の場合（第２８条第８号及び第１０号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第３条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（賠償金の支払）
第３５条 受注者は、第２８条第１０号キからコまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、履行期間における業務委託料の総額の１０分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
２ 前項の規定は、発注者が第２２条第１項の確認をした後においても適用があるものとする。
３ 前２項の規定は、発注者に生じた損害の額が第１項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。
（受注者の損害賠償請求等）
第３６条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
（１） 第３０条又は第３１条の規定によりこの契約が解除されたとき。
（２） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
２ 第２２条第３項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
（保険）
第３７条 受注者は、仕様書に基づき保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
（賠償金等の徴収）
第３８条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料の支払の日までの日数に応じ、年２．５パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
２ 前項の規定による追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年２．５パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。
（予算の減額又は削除に伴う解除等）
第３９条 発注者は、翌年度以降において発注者の歳出予算における業務委託料について、減額又は削除がされた場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。
（補則）
第４０条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

清掃業務に関する特約

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される業務委託契約（以下「この契約」という。）と一体をなす。

（業務計画書の提出）

第２条　受注者は、業務の実施前に仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この約款の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。

４　業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（業務関係者届出書の提出）

第３条　受注者は、業務責任者及び業務担当者について業務関係者届出書を作成し、発注者に提出しなければならない。これらの者に変更があったときも、同様とする。

２　代替要員を用いる等の変更があるときも、また前項と同様とする。

（月間作業計画書の提出）

第４条　受注者は、月間作業計画書（月間の日常清掃、日常巡回清掃、定期清掃等の作業内容ごとの作業実施日その他必要な事項）を作成し、当該作業の実施前までに受注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の月間作業計画書を受理した日から３日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この約款の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して月間作業計画書の再提出を請求することができる。

（業務関係者の監督）

第５条　受注者は、業務関係者に対し、次に掲げる措置をとらなければならない。

（１）　受注者の定める制服を着用させるとともに、胸部に名札を着けさせること。

（２）　市職員に準ずる者としての自覚を促し、言動等に留意させること。

（３）　危険な作業に従事する作業員の安全管理について特に留意すること。

２　受注者は、業務関係者の服務の監督を行い、業務関係者の行為一切について責めを負うものとする。

（清掃器材等）

第６条　業務の目的で使用する洗剤、器具及びその他の消耗品等（衛生消耗品及び業務の実施に必要なごみ袋を除く。以下「清掃器材等」という。）は、受注者の負担とする。

２　受注者は、業務の実施前に、仕様書に基づいて清掃器材等の明細書を作成し、発注者に提出しなければならない。

３　発注者は、必要があると認めるときは、前項の清掃器材等の明細書を受理した日から５日以内に受注者に対してその修正を請求することができる。

（検査等）

第７条　この契約においては、第２２条第１項及び第２項の規定については、次項から第６項までのとおりとする。

２　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

３　発注者又は発注者が検査を行う者として指名した職員（以下この項において「検収員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

４　受注者は、前項の検査に合格したときは、直ちに報告書を発注者に引き渡さなければならない。

５　受注者は、業務が第３項の検査に合格しないときは、直ちに手直し等を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、手直し等の完了を業務の完了とみなして前３項の規定を適用する。

６　受注者は、第４項の規定により報告書を発注者に引き渡した後、業務委託料の支払の請求をすることができる。

（設備等の使用）

第８条　発注者は、受注者が業務を実施するために必要な休憩場所、電力供給設備、給水設備及び清掃器材等の保管場所を無償で提供するものとする。

２　受注者は、発注者が所有する建物及び工作物等に自己の設備を設置してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（異常事態及び遺失物に係る措置）

第９条　受注者は、業務を履行するに当たって、異常事態を発見したとき、又はそのおそれがあると思料するときは、直ちに発注者にその旨を通報するとともに、状況に応じて、必要な措置を講ずるものとする。

２　受注者は、業務を履行するに当たって遺失物を発見したときは、直ちに発注者に届け出なければならない。